

平成30年 第5回

教育委員会定例会会議録

とき 平成30年6月12日

品川区教育委員会

平成30年第5回教育委員会定例会

日 時 平成30年6月12日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時40分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
学校制度担当課長 若生 純一
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 和田 祐磨

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

報告事項	平成30年度教育委員会事務事業概要について
報告事項	品川区立学校における体罰の実態把握について
報告事項	都費教職員の任免等について（休職）

【教育長】 それでは、ただいまから平成30年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には菅谷職務代理者、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

はじめに本日の会議の持ち方についてですが、日程第1、報告事項3 都費教職員の任免等について（休職）の会議の持ち方について、お諮りいたします。

本件は人事に関する案件ですので、品川教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはすべての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1 報告事項1 平成30年度教育委員会事務事業概要について、説明をお願いいたします。

教育次長。

【教育次長】 それでは、教育委員会の事務事業概要について、ご説明をさせていただきます。

まず私のほうからは、冒頭部分を中心にしまして、概括的なご説明をさせていただきます。続きまして、各課長のほうから事業全般についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、ページを開いていただきまして、1ページのところがございます、品川区教育委員会の教育目標および基本方針でございますが、こちらは四角囲みのほうにあります教育目標として、5項目からなる教育目標を設定しているところがございますが、こちらは平成25年に教育委員会として決定し、28年の4月当初に、義務教育学校設立に伴う若干の文言修正をしているところがございます。

ページをめくっていただきまして、2ページになりますが、今お話しいたしました教育目標を踏まえて、より具体的に基本方針を定めているものがございます。

これも5つの柱となっております、1番目としては左上のところですが、1、人権教育の推進を、そして下のほうになりますが、2番目として確かな学力の定着と向上を、そして右のページになりますが、中ほどでございます、3番目の体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進を、そして下のほうでございますが、4番目としては、家庭・学校・地域の連携強化を、そして次のページになりますが、中ほどでございます、5番目として、伝統・文化の継承と読書環境の充実で、この5つの柱を基本方針として定めているものがございます。

そのお隣のページでございますが、ローマ数字のIの教育委員会ということで、委員会

の組織体制等でございます。

教育委員会の概要にもありますように、平成27年4月1日施行の地方教育行政法の一部改正によりまして、新「教育長」を教育委員会の代表とする現在の組織体制となっているものでございます。一番下のところになります。総務課の事業としての位置づけでございます。総合教育会議でございます。昨年度、2回開催されたところでございますが、本年度、平成30年度におきましても、2回程度の開催を予定しているものでございます。

ページをめくっていただきまして、6ページになります。教育委員会事務局のほうの体制でございますが、事務局は5課編成ということで、庶務課以下5課と、平成30年度におきましては、学務課の中に学校制度担当課長を設置しているものでございます。

それから、右のページになります。7ページです。ローマ数字のⅡの、品川教育ルネサンスでございますが、一番初めの○の品川区の教育改革の歩みにありますように、教育改革「プラン21」で培った成果を踏まえながら、新しい教育改革方針を「品川教育ルネサンス」と名づけて、平成28年度から取り組みを進めているところでございます。そして、その品川教育ルネサンスで目指す教育といたしましては、下のほうの①から③の三つの柱を中心に、品川区教育のさらなる充実と質の向上を図っているところでございます。

以上のような基本的な考え方の中で、教育委員会として施策を進めている位置づけで、以下、各具体的な事務事業につきまして、各課長からご説明をさせていただきます。

以上です。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、庶務課の事務事業概要についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

庶務課は教育委員会事務局全体の総括的な事業として、教育委員会の開催、予算決算の総括、行政財産の管理、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の維持修繕、改築、文化財保護などを担当しており、庶務係、施設係、教育施設調整担当、文化財係で構成をしております。

10ページをごらんください。まず、庶務係の事務ですが、教育予算、教育委員会、中ほど、統計調査など総括的な業務に加えまして、11ページにまいりまして、学校勤務職員について、区費負担職員の人事、研修、及び都費の負担職員も含めた健康管理を行っております。

定期健康診断の受診率は過去3年間100%となっております。

次にPTA関連事業でございます。

少年少女スポーツの普及をはじめとして、家庭教育講演会、そして12ページにまいりまして、家庭教育学級の委託事業、そして中ほど、家庭教育力の向上支援の各事業を行います。

その下、83運動についても継続して実施してまいります。

なお、子ども地域活動支援事業、いわゆるスタンプカード事業につきましては、平成30年度より、町会自治会にとってより使い勝手がよいものにするという意味合いも含めまして、児童参加地域事業という仮の名前をつけておりますけれども、こういう名前にいたしまして、地域活動課のほうへ移管をしているところでございます。

続きまして、13ページをごらんください。施設係でございます。

学校の維持管理、修繕に関する事務を行っております。

今年度行う校舎等整備につきましては、中段の表のとおり、便所改修から大規模改修まで記載の学校にて工事を行います。

その下、外壁・屋上改修、14ページにまいりまして、中ほど、学校体育施設整備費として、プール整備、校庭整備を、それぞれ記載の学校にて実施いたします。なお、過去3年分の実績は記載のとおりです。

15ページにまいりまして、学校施設の修繕並びに機器の保守点検等を実施します。

次は、教育施設調整担当です。

教育施設調整担当では、学校改築を担っています。現在、6校、2幼稚園での改築を進めております。

芳水小学校では、第I期校舎等改築工事中ということで、本年12月に完了予定です。

城南小学校・幼稚園では、32年2月の校舎工事の完了を目指しているところでございます。

後地小学校につきましては、現在仮校舎を建設中で、7月に仮校舎へ移転し、その後、校舎改築工事に着手いたします。

鮫浜小学校については、今年度は実施設計。

浜川小学校・幼稚園につきましては、7月に設計の委託業者を決定し、基本設計を行います。

第四日野小学校については、敷地測量を行う予定でございます。

次に、16ページをごらんください。文化財係です。

文化財係は、文化財保護審議会の運営、文化財保護として、文化財の指定や修理、保存のための補助・奨励金を交付するほか、文化財めぐり、品川魅力発見ツアーなど、17ページに記載をしてある普及啓発事業を実施いたします。文化財の指定件数等につきましては、16ページの表のとおりでございます。

また、17ページの下段、埋蔵文化財につきましては、発掘調査、記録作成等を行っているところでございます。

庶務課は以上でございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 では、続きまして、学務課の事務事業概要をご説明いたします。

恐れ入りますが、18ページをお開きください。

学務課では、学校の運営に係る事業を主に行っております。

組織としましては、2係2担当の体制で事務を行っております。事務分掌でございますけれども、学事係は学校教育法に基づく就学事務、学級編制をはじめ、教材・教具や校具等の整備、学校の維持運営、就学援助等の業務を行っております。

校務情報管理対策担当では、情報安全管理対策や、学校事務システム等のシステム管理、並びに学校のICTの推進を行っております。

保健給食係は、学校保健、学校給食、校外授業等の事務を執行しております。

学校制度担当につきましては、後ほど学校制度担当課長よりご説明をさせていただきます。

18ページの下段から19ページ半ばにかけては、他課との連携事業を記載してご

ざいます。

次に、各係の事務事業についてご説明いたします。

まず、学事係です。学校選択制の実施でございますけれども、社会の変化に対応した学校教育の内容の充実や質の向上を目的として実施しているところでございます。入学予定の新1年生、新7年生の児童・生徒を対象に通学区域や指定校変更制度を維持しつつ、小学校は4ブロック、中学校及び義務教育学校は区内全域から選択可能な制度というのが現在の制度でございます。

おめくりいただきまして、20ページでございます。20ページの上、2段落目のところでございますけれども、30年度の希望申請についての割合について記載がございます。小学校段階では26.2%、中学校段階では25.2%が選択をしているという状況でございます。受け入れ予定数を超過抽選となったのは、小学校段階では14校、中学校段階では2校ございました。詳細につきましては、お隣21ページに表としてまとめてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

また、選択制に係るスケジュールにつきましては、20ページの下の方の段にございますとおり、10月から希望申請を受け付けしまして、4月に向けて事務が続くという形になってございます。

おめくりいただきまして、22ページでございます。学級編制でございます。

23年度から、第1学年の標準が35人編制となっております。また、都が実施する小学校2学年の加配・中1ギャップ加配によりまして、第2学年と第7学年については35人学級に対応できる教員加配措置がございます。この措置に基づく30年度の実績は本文中に記載のとおりでございます。

次に、学級編制状況でございますけれども、中段の表、上のほうが小学校、義務教育学校（前期）の状況でございます。

表の中の3段目、平成30年度をごらんいただくと、5月1日現在の小学校段階の児童数は通常学級で1万5,247人、特別支援学級が142人で、合わせますと1万5,389名となっております。

その下、中学校・義務教育学校の後期課程でございますけれども、同じく3段目、平成30年度につきましては、通常学級が4,768人、特別支援学級が85人、合計しますと4,853人となっております。

また参考までに、巻末の方の58から59ページにかけて、5月1日現在の学校別の児童・生徒数や学級数も掲載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、設備・備品等の整備・維持でございます。22ページの下段からでございます。

内容は教育活動に関わる教材・教具の購入、学校の維持管理に関する事務、学校の運営に関わる設備、備品の整備等を行っているものでございます。

続きまして、23ページの中段から、就学援助についての記載がございます。学校教育法第19条に基づきまして、経済的理由により就学困難と認められた児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費など、必要な援助を行っているものでございます。

平成29年度の実給率でございますけれども、下の表をごらんいただきますと、まず、23ページの下の方の表が小学校ですけれども、18.3%が平成29年度の実給率でござい

す。おめくりいただきまして、24ページの上段が中学校になります。中学校の受給率は30.2%となっております。

次に、校務情報管理対策担当でございます。こちらは、情報管理安全対策として、学校が保有する全ての情報の安全確保、及び、システムの適正な運用管理を図るため、情報管理安全対策運用規定、手順等々を定めて、情報の安全管理に努めているものでございます。

次の各システムの運用管理でございますけれども、学校事務システムや校務システムをはじめとするさまざまなシステムの運用サポートを行っているものでございます。

なお、校務システムでございますけれども、新たなシステムの構築に向けて、現在、開発を行っております。システム自体はこの夏場を目途に完成の予定でございます。それに引き続きまして、運用テストや研修等を行いまして、運用開始は来年度当初を予定しているものでございます。

次に、学校ICTの推進でございます。こちらでは、例えば全校へ配備したプロジェクターや書画カメラ等をはじめとする機器、あるいはタブレット型のPCなどの管理やサポートを行うなどのほか、校内LANの整備なども行っているものでございます。

次に、25ページの中段をごらんください。保健給食係の事務となります。

まず、学校保健でございますけれども、学校保健法に基づきまして、定期健康診断をはじめとした児童・生徒の保健管理や学校環境衛生の維持に努めてございます。

おめくりいただきまして、26ページは、学校給食でございます。学校教育の一環として実施しております。調理はいわゆる自校方式をとってございます。各学校で調理をしているものでございます。

保護者から徴収する給食費につきましては、全て食材料費に充てており、1食当たりの単価につきましては、26ページ中段の表に記載されているとおりでございます。

26ページ一番下の、給食の放射性物質検査でございますけれども、こちらにつきましては、給食食材の放射能検査を平成23年度から実施しまして、25年度からは1週間分をまとめた1検体として、セシウム・ヨウ素の実施、また、26年度からはストロンチウム検査も追加して実施をしている状況でございます。

お隣、27ページの上段、食物アレルギー対応でございますけれども、こちらについては「食物アレルギー対応の手引き」に沿いまして、全校にアレルギー対応委員会を設け、対策に努めているものでございます。

その次、グローバル給食でございます。こちらは東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えまして、区内に大使館が点在する地の利を生かし、大使館・領事館と食を通して交流を図りまして、国際理解を進めるという事業でございます。今年度も、現在2校での実施を予定して、調整を進めているところでございます。

その下、日本スポーツ振興センターでございます。こちらは、学校管理下における児童・生徒の負傷や疾病に対する災害共済給付を行っております。当区におきましては、保護者負担分の掛け金につきましても区負担で実施をしているものでございます。

続きまして、一番下、校外施設でございます。

まず、移動教室ですけれども、教育課程の一環として行っております。第6学年は日光で、第7学年は磐梯高原で実施をしているものでございます。

おめくりいただきまして、夏季施設（林間学園）でございます。こちらは第5学年の希

望者を対象に、夏休み期間中に日光で実施をしているものとなっております。

次に、多子家庭給食費補助でございます。所得制限はありますけれども、義務教育を受けている児童・生徒が3人以上いる世帯の3人目以降の給食費を補助するというもので、品川区独自の制度として実施をしているものでございます。

その下、学事制度につきましては、学校制度担当課長からご説明をいたします。

【教育長】 学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 私からは、学務課の残りました事業について、ご説明させていただきます。

28ページの下段、学校制度担当でございます。

昨年度まで、学事制度審議会の担当として学校計画担当を庶務課に置いておりましたが、審議会の終了によりまして、学務課へ事業を引き継ぎまして、学校制度担当と名称を改めたものです。今年3月にいただきました学事制度審議会の答申を受けまして、区立学校における学区域や学校選択制といった学事制度の整備を担当いたします。

具体的な制度の見直しを進めていくに当たりましては、地域事情等を踏まえながら、丁寧に検討を進めてまいります。

なお、学事制度審議会の開催経過につきましては、下の参考に記載したとおりでございます。

私からは以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業についてご説明いたします。30ページをごらんください。

指導課では、教職員の人事・服務等に関すること、一貫教育や品川コミュニティ・スクール等、教育施策の企画に関することを担っております。

事務分掌は、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めてまいります。

まず、教職員人事係ですが、31ページをごらんください。

教職員人事係は、人事・服務・働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。

一番下の、固有教員の採用ですけれども、次のページへ続いていきますが、平成30年4月1日現在、26名の教員を任用しております。本年度は平成31年度に任用する教員4名程度の採用事務を行ってまいります。

また、32ページ、33ページに掲載しておりますように、教育管理職の選考手続、臨時的任用教員及び代替職員、非常勤講師等の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費、そのほか災害対策教職員待機寮の維持管理に関する事務を行います。

また、33ページの上段に掲載しておりますとおり、昨年度から学校働き方改革にも取り組んでおります。今年度からは教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置を行うなど、しながわ働き方ルネサンスを推進してまいります。

1枚おめくりいただきまして、34ページ以降につきましては、指導主事及び学校地域連携係の事務事業でございます。

大きな項目としましては、一貫教育の推進がございます。今年度は3月に策定した品川区立学校教育要領を踏まえた教材作成、また指導方法等を検討する委員会を運営いたしま

す。

そのほかに小中一貫教育全国連絡協議会の運営、品川区の教育に関する評価やリーフレット等の発行など、さまざまな事業を展開してまいります。

また、習熟度別学習の充実、学力定着度調査、特色ある教育活動経費、学力向上プラン等の品川区独自の施策につきましても引き続き実施してまいります。

35ページの中段にありますように、昨年度に引き続き、東京学芸大学との連携による学習支援事業を行ってまいります。子どもたちが主体的に自己実現を図ることができるよう、就学援助を受給している家庭の子供を中心に、東京学芸大学の学生による学習支援を実施してまいります。今年度は23名の児童が参加しております。

次に、学校地域連携推進についてです。3年間かけて段階的に進めてまいりました品川コミュニティ・スクールですが、今年度、全校展開となりました。

1枚おめくりいただきまして、36ページの表の下にございますように、平成31年1月19日（土）品川コミュニティ・スクール・フェスタを開催いたします。品川コミュニティ・スクールの取り組みにつきまして、地域の方々や地元の企業等、関係者の皆様の理解を深めることで、地域と学校の協働体制を強め、地域で育てる9年間の義務教育を一層推進してまいりたいと考えております。

また、品川英語力向上推進プランにつきましては、1年生から6年生には引き続きALTやJTEを活用した区独自のカリキュラムを推進してまいります。

また、4年生を対象としたジュニア・イングリッシュキャンプですが、平成30年度は自校での開催に加え、東京都が開設する英語村「東京グローバルゲートウェイ」の活用も行なってまいります。

また、一番下になりますが、7年生から9年生を対象とした英語力向上推進事業としましては、ALTの派遣、また37ページ上段にございますように、グローバル人材育成塾やイングリッシュキャンプの開催、品川イングリッシュレッスンの実施などを行ってまいります。

37ページの下段になりますが、オリンピック・パラリンピック教育推進事業でございます。今年度も東京都の委託事業を受け、全校が「よい、ドン！スクール」として、オリンピック・パラリンピックの精神・スポーツ・文化・環境、4つのテーマに係るさまざまな教育活動を計画的に実施してまいります。

また、本年度は児童・生徒対象の品川区開催応援3競技大会に加えまして、教員も対象とした5人制サッカー、いわゆるブラインドサッカー体験研修を行いまして、教員自身が障害者理解を深める契機としております。

38ページになります。最後になってまいります、東京都委託事業のところでは、

本年度はアワード校9校、そしてパラリンピック競技応援校が1校、計10校が都から指定されておまして、引き続きオリンピック・パラリンピック教育の核として、他校への普及啓発を図ってまいります。

以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 続きまして、教育総合支援センターの事業は、39ページ以降となります。教育総合支援センターは、大きくは3つの柱で事業を運営してまいり

ます。

まず1点目は、各学校の教育課程に基づきまして学習及び生活指導への指導・助言、学校への直接の支援業務を行います。

2点目といたしまして、いじめや不登校等をはじめとする健全育成の困難なケースに対しましては、品川学校支援チームの対応により早期の対応・解決に取り組んでまいります。

3点目、特別支援教育のさらなる推進でございますが、巡回相談員を中心として各学校の支援を進めてまいります。

4点目、教育相談室の運営により、学校教育だけでなく家庭教育も含めまして、子供の教育に関する相談事業を行っております。

5点目、教職員の研修運営を教育総合支援センターで行います。

以上の大きくは5つの内容を、指導主事、教育事務係、特別支援教育係、3つの事業ラインによって行います。

おめくりください。40ページ中段以降となりますが、まず、教育事務係でございます。

教育事務係は教育総合支援センターの事務管理、運営全般を担っております。その中でも、教育総合支援センターの諸室の利用状況でございますが、こちらに載っておりますように、27年度以降、センターの研修あるいは会議室の管理も行っております。マイスクール五反田が28年度途中よりスタートした関係で、1室、そちらのほうが毎日使うようになりましたので、件数は28年、29年と27年度より比べると減少しております。

隣、41ページに移ります。教科書センターを運営しております。教育に関する資料展示コーナーは通年で開設しております。また、教科書を本区で採用しているもの以外も含めまして、全てが閲覧できるようになっております。表にございますように、教科書センターの利用者は教科書採択のある年度は若干増えるような傾向がございます。昨年度29年度は、28年度122人に対して202人というように増加しております。今年度も中学校道徳の教科書の採択がございますので、増加傾向にある途中でございます。

また、市民科の教科書及び各教科の副読本等、学校に直接印刷をして配布する等、教育活動を支援する業務を担っております。

そして、先ほども申し上げましたが、教育相談室では、実際に来室相談、及び電話相談ということで保護者の方、それから本人も含めまして、おおむね18歳ぐらいまでのお子さんの教育内容に関する教育相談を専門職が対応をしているところでございます。

おめくりください。42ページの真ん中あたりになりますが、適応指導教室。不登校児童・生徒を対象とするマイスクール八潮に加えまして、昨年度よりマイスクール五反田をセンターの中で運営をしております。また、今年よりマイスクール浜川、もう1カ所、五反田の拠点となる未然防止、ちょっと行きしぶりの始まった中学生を対象に、学習機会を提供するとともに、メンタルフレンド、大学生のお兄さん、お姉さんが相談に乗ったりするような取り組みをしながら、何とか、完全な不登校になるのを未然防止に努めているところでございます。

続きまして、指導主事、いじめ防止の対策。こちらにつきましては、HEARTSのスクール・ソーシャルワーカーや心理職、あるいは元警察官と一緒に、指導主事もHEARTSの一員として、学校を訪問しております。

次の43ページに移りますが、不登校等の対策といたしまして、やはりいじめ対策だけ

でなく、不登校の問題にはさまざまな背景、家庭の背景もございますので、やはりスクール・ソーシャルワーカーをはじめとする専門職がさまざまな関係機関と学校及び家庭をつなぐという役割が非常に重要となっております。

続きまして、体力向上施策、そして市民科の推進、大きなセンターの柱といたしまして、今年度も昨年度に引き続きまして、テクニカルアドバイザーの配置、並びに市民科の学習の推進を、強力に進めてまいります。

おめくりください。44ページでございますように、人権教育につきましては、センターが中心となり、全校、全園の人権教育担当の教員を対象とした研修会の運営を含めまして、人権教育を進めております。

教員研修につきましては、各職層に応じました研修運営を行っております。センターでの研修以外に、校内研修などに担当指導主事が訪問して指導・助言をするということで学校を支援しております。

45ページに移りますが、土曜日授業を今年度も14日予定しているところでございます。

続きまして、特別支援教育係、45ページの中段以降となりますが、特別支援教室が中学校・義務教育学校後期課程も含めまして、本年4月より、区内では全校での展開となりました。全校で展開というのは、東京都内でもまだ全ての区ではなくて、先駆けての展開という形になっておりますが、さまざまな特別な教育的ニーズに対応できる状況というもの、本区は各区に先駆けて推進してまいりたいと考えております。

また、就学相談の実績につきましては、ページをおめくりください。46ページ、1番上に表がございますが、児童・生徒合わせまして、前年度は265件の就学相談を行いました。これはこの数年で3倍増ぐらいに増えてきているという実態がございます。児童・生徒が増えているという状況だけではなくて、やはり早期の段階から障害に対する保護者の認識というものも、時代を背景に変化してきているというふうに捉えております。そのような区立学校へ入学・進学するお子さんへの支援といたしまして、介助員・学習支援員を配置し、さらには巡回相談員、特別な教育的支援の観点を持って子供たちの様子を授業観察して、教員に対して指導・助言を行える心理職を巡回相談員として各学校を回っていく。さらに、2週間に1回程度ですが、学校にアドバイスをを行うという事業を続けてまいります。

最後になりますが、清水台小学校の病弱特別支援学級「さいかち学級」を、昭和大学病院の入院児童・生徒のうち児童を対象として運営をしております。実際にここに来るお子さんというのは区内だけではなく、他区から入院の間は清水台小学校に転籍をして、正式には清水台小学校のその時期、入院期間中は児童という形で対応するのが原則となっておりますが、その他、教育相談という形で、相談等には応じるというふうな柔軟な運営を現在している最中でございます。

以上です。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 では私から品川区立図書館について、ご案内させていただきます。

48ページをごらんください。

誰もがいつでも気軽に利用できる資料・情報を体系的に収集、整理、保存し、資料の貸

し出しを中心に教養、調査、研究、レクリエーションなどの要求に応え、生涯にわたる区民の学習活動を支援するため、品川区立図書館で活動してございます。

区内に10館の図書館がございまして、平成31年1月につきまして、大崎図書館分館の開設予定に伴い、11館になる予定でございまして。

また、サービス向上と効率的な運営を実現するため、平成16年度から順次品川区立図書館の窓口業務を委託しまして、27年度からは品川図書館を除く地区館9館を指定管理者制度を導入して、全館の開館日、開館時間を拡充してございまして。

事務分掌としましては、品川図書館内に管理係と事業担当を置いての運営となっております。

他課との連携事業につきましては、48ページ下段にございまして、学校図書館サポートといたしまして、区内小中・義務教育学校全校に運営支援スタッフを派遣しまして、学校図書館の利用の促進に寄与しているところでございまして。

また、今年度からは、49ページ中ほどにございまして、国保医療年金課連携事業として、健康診断の際に図書館を利用していただき、本の紹介をしながら健診を受けていただく制度であるとか、高齢福祉課と連携しまして、認知症対象の認知症サポーター養成講座やカフェを図書館内で実施するような新しい試みをする予定でございまして。

おめくりいただきまして、50ページから一般的な図書のサービスについてご案内させていただきます。貸し出しサービス、予約・リクエスト、検索・複写サービス等、一般的なものを全館で実施してございまして。

また、51ページに書かせていただきましたように、児童サービスといたしまして、おはなし会・ブックトークなどを実施し、本との結びつきを子供ができるように、子供が読書を楽しめるように努めてございまして。

また、中ほどにございまして、障害者サービスといたしまして、図書館利用に障害のある方への各種サービスとしまして、音訳図書、点字図書、さわる絵本、マルチメディア・デイジー図書、拡大図書の貸し出しをし、また、サピエ配信といたしまして、オンラインネットワークでデータを配信して、ご利用いただいている状況です。

また、図書館をより知っていただくために、下段にございまして、図書館広報誌を年2回発行し、特に利用がなかなか伸び悩んでいる10代後半から20代前半の若い読者向けの資料を発行しているところでございまして。

52ページをごらんください。中央館である品川図書館では、地域資料や行政資料を特に集中して集め、また、サービスとして、団体貸し出しを実施してございまして。

また、今年度の新規事業といたしまして、下段にございまして、大崎図書館の移転とそれに伴う関連施設の開設といたしまして、旧大崎図書館の移転に伴う図書館の開設を本年6月1日に行いましたが、それに先駆けて、2月に大崎駅西口に図書取次所を設け、また、来年1月につきましては分館オープンという形で、大崎地区3拠点で図書環境を整えるような新しい事業展開を試みてございまして。

また、53ページにございまして、今年度につきましては、図書館システム、学校図書館システム、全システムを更新させていただきます。こちらにつきましては全館一斉ですので、今年度の後半に研修と、また機器の入れ替えで、年末閉館を中止する予定になってございまして。

それと、◆の3つ目、図書館サポーター事業というのが今年度の新規事業でございます。こちらは雑誌カバーの題字に重ならない部分に、企業、事業者の広告を掲載し、定期購読雑誌の寄贈を受けて、資料費の効率的な執行を図るとともに、企業のPRの場を提供するような予定でございます。

29年度の実績につきましては、そのあとのページに記載してございますので、後でござらんいただければと思います。

図書館からは以上です。

【教育長】 事務局、7名の部課長から約40分に及ぶ説明が終了いたしました。

これから質疑に入ってまいりたいと思いますけれども、ご質問があるような場合には、この事務事業概要のページ数を最初に指示していただいて、ご質問をいただけると、担当のほうもすぐわかるかと思っておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

それでは何か質疑があればお願ひいたします。

菅谷教育長職務代理人。

【菅谷教育長職務代理人】 ページは1ページと2ページと3ページです。

なぜこれを申し上げるかといいますと、教育目標並びに教育の方針というのは、そのときの世の中の動きに合わせて考えていくものだろうということで、それは問題ないと思います。

私はこれを読んだときに、特に教育目標をつくったときに委員会におりますので、今、一番変わったところ何かというと、品川の教育要領が変わったんですね。そのことの反映はどういうふうにするのかなというのがまず1つ。その論議の中で、これをそのまま行くというのだったらそれでも構いません。それから、小学校は本年度より特別教科道徳が入ってきているというように、国全体を挙げて教育が変わろうとしているとき、品川区の教育の大きな方針、目標、変わらなくていいのかなというのが1点ですね。品川区が変えたこと、また、国が変えたこと、そのことに対する反映がどの程度盛り込まれるのかなということ論議したほうが、やっぱり必要かなという感じがします。

もう1点なのですが、私の感覚ですと、小中一貫教育を一生懸命やってきて義務教育学校ができたということで、1つの一里塚はできたなと思っています。やっぱり一番新しい考え方というと、コミュニティ・スクールのことも、しながわルネサンスという言葉を使いながら、コミュニティ・スクールにしていくのだということをお大きく宣言しました。そのことが、この教育目標とか教育方針の中にどういうふうにして盛り込んで、ただ、言葉の綾ですから、入っていればいいということではないんだと思いますが、ちょっとないのではないかなというのは少し考えるところでございます。

以上、この2つが気にはなることでございます。ただ、この方針で行って、何も悪いところはございませんので、いかがかなということ、誰にお聞きしたらいいのかというのは、わかりませんので。

【教育長】 ありがとうございます。

その辺は事務局のほうでも議論に入ったところなので、また考え方としてお答えいただけるのではないかなというふうには思います。どなたか、お答えいただけますでしょうか。

教育次長。

【教育次長】 今のところで、冒頭もちょっとお話ししましたが、今のをほんとうに2

5年策定して以来、義務教育学校ができたときに一部文言的な修正を加えただけということがありますので、そのあたり、比較的長期の目標ということもあるので、どこかを節目ということで、それを改めて捉えた上で、新たな大きな修正ということもあり得ると思います。

そういう意味では、今、ご指摘いただいた教育要領の中の反映でありますとか、コミュニティ・スクールなんかも大きいところなので、そのあたりが重要なポイントとなってくると思います。教育方針の冒頭のところも、長期基本計画、区全体の計画との整合性を含めて位置づけていますので、次の節目の1つとしては、ちょうど今の基本計画がちょうど平成30年度までと位置づけていますので、ちょうどその節目が来る時期でもあると思いますので、内部的には教育要領のことも含めて、新たな施策の芽も結構出ていると思いますので、そのあたりの時期に変えるというのが、直近で見える大きな節目だと思います。

明確にいつの時点とはちょっと言えないのですが、ご指摘な点のところも大きな課題だと思いますので、そういった反映をこれから考えていきたいと思っています。

【教育長】 よろしいですか。

【菅谷教育長職務代理者】 移行期間ですから。

【教育長】 学習指導要領につきましても、小学校は2年間の移行期間に入っているということですので、中学校はおくれること2年間、また移行が入るということで、本格実施につきましては、平成32年度と33年度ということになりますので、そこに合わせていける余裕はあるのではないかなというふうに思います。

区の長期計画ができ上がるのはいつになるんですかね。

教育次長。

【教育次長】 今の予定では、これから検討が今ちょうど緒についたところなので、32年度の施行までということなので、31年度中にはということになるというふうに予測はしております。

【教育長】 そうすると、小学校の学習指導要領の完全実施時期と同じときから実施されるという形になる可能性があるということですね。

区の長計のもとに実施計画というのがまたありまして、それから教育大綱。その関連も出てくるということで、かなりいろいろな計画との整合性が求められる部分があって、とりあえず今、菅谷職務代理者からのご指摘の部分につきましては、言葉として載っていない部分でも意味合いとしてはこの基本方針の中でとれるところが、現在の段階でもあるだろうということで、マイナーチェンジはしないで、それに合わせて今後、メジャーでチェンジしていく必要があるかなというところは考えている部分ではあるんですね。

事務局のほうからまだ何かありますか。

指導課長。

【指導課長】 今、ご指摘ございました品川コミュニティ・スクールにつきましても、教育長からお話がありましたように、基本方針の4、「家庭・学校・地域の連携強化」というところになりますが、その4ページの(2)、「保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。」と具体的にうたわれているところでございます。ただ、品川コミュニティ・スクールという言葉が入っておりませんので、そういった言葉

を明示していくということも今後の検討となるかと思っております。

【教育長】 同じようなことで、例えばプログラミング教育ですとか、これからの時代に必要な内容が具体的に入っていく可能性もあるかもしれませんし、オリンピック・パラリンピック終了後の話になりますので、レガシーと関わる内容が加わるかもしれません。また、図書館整理もある一定の状況が整った上で、この一番最後の文言の中に何か加味されるものが出てくる可能性もあるということで、それらをトータルに考えた場合に、今回は手をつけずに情報収集し、また、これを改定していくためには、この教育委員会でも協議が必要になってくるということもありまして、ある程度の長いスパンでやっていかなくてはならない。だから32年度に改定したものを実施するためには少なくとも31年度には決裁をとっていくという流れがあるので、そのための今年度は準備期間というような形になっていくかなというふうには思います。

今のことに関して、委員の皆様からほかにどなたか何かございますか。

事務局のほうもよろしいですか。

どうぞ。庶務課長。

【庶務課長】 そういう意味でいきますと、学習指導要領もそうですし、今、学務で取り組んでいる学事制度そのものということも変わりますので、それも含めてグルーピングで小中一貫教育を進めようという部分も出てきますので、ちょうどそのタイミングがまた合ってくるのかなということもありますので。今年は大きくいじらずというか、あんまり変更せず、来年またそれに向けて、こちらのほうも青写真ができた段階で、また改定に向けて検討をしていきたいなというふうには思っています。

【教育長】 平成32年度に全てが集約してくるような感じがありますかね。

【菅谷教育長職務代理者】 教科書採択と一緒にするときついでね。

【教育長】 ああ、教科書採択がね。今年度も、それから来年度も、また再来年度と、そこも集中してきてしまうというようなところはあると思います。この教育目標の論議は、多分採択が終わってから、秋口から冬の間で決定できるかなという感じはするのですけれどもね。

では、一応、今の部分に関しましては、それでいきたいと思えます。

それ以外のことで、どうぞお願いいたします。

【塚田委員】 ちょっと言葉だけの問題なんですけれど。

【教育長】 はい、どうぞ。塚田委員。

【塚田委員】 49ページの高齢者支援事業の中に……。

【教育長】 ちょっとお待ちください。49ページ、図書館ですね。

【塚田委員】 はい。

高齢者支援事業の中に、誰でも気軽に参加できる「認知症カフェ」という言葉があるんですけど、こういう名前のカフェがあるんですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 既に民間のNPO団体等、団体さんで実施しているもので、認知症カフェと申しましても、対象の方がいらっしゃるだけではなく、その家族の方であるとか、また、ご近所の方であるとか、また、認知症について知りたいということで、普通にお茶を飲む場を設定して、ここに気軽に来ていただきたいという趣旨でいろいろ実施していま

す。

【塚田委員】 名前は認知症カフェというんですか。

【品川図書館長】 ただ、認知症カフェというのととても行きづらいので、ぼかぼかだとかおひさまとか、そういう名前をつけて皆さんに呼びかけています。

【塚田委員】 ああ、違う名前つける。

【品川図書館長】 品川総合支援センターではオレンジカフェという呼び方をしております。

【塚田委員】 わかりました。認知症カフェっていう名前でやっているのかなって。

【品川図書館長】 名前はちょっと、来づらい。

【塚田委員】 そう。ちょっとどきっとしてしまう名前なので。

【品川図書館長】 お茶を飲むだけだと、なかなか来るのも難しいので、映画をしたり手芸をしたりとかいろいろなテーマを設けてやっているところが多いような状況だと思います。

【塚田委員】 わかりました。

【教育長】 でもしかし、今指摘がありましたように、この言葉は総称として使っているわけですので、もうちょっとわかりやすい表現で書くということをまた検討してみただけならばというふうに思います。

私どもはわかっているつもりで書いてしまうのですが、実際に初めて読む方等がいらっしやるかなとも思いますし。

【塚田委員】 そうなんです。え、「えっ」という感じがちょっと。

【教育長】 そういう感じになりますね。いいご指摘をありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。富尾委員。

【富尾委員】 42ページなんですけれども、教育センター、相談室のところの、こころのフリーダイヤル。ちょっと細かいことになるのですけれども、平成27年利用者数でフリーダイヤル件数が27年、28年と、29年、4件、リピーター1となっておりますけれども、かなり減少しているように思ったんですけれども、何か対策を講じて、このようなことになったのでしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 これはかかってきた件数です。その分、HEARTSが大量の電話相談をかなり受けるようになってきております。これまではHEARTSがなかったものですから、こころのフリーダイヤルだけでなく教育相談室のほうも、やはり不登校に関する相談のほうも、それをHEARTSのほうで直接相談をして、しかも電話で受けるだけでなく、実際にHEARTSが家庭訪問などもしますので、即解決につながっていく関係で、フリーダイヤルへの相談は減ったというふうに分析をしております。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 こういった状況が顕著になり、いずれHEARTS対応のほうに切り替わっていくという可能性も、今後あるかもしれませんね、そうしますと。やはり時代の流れ

とともにニーズとサプライの関係は常に変わっていくでしょうね。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。続けて、富尾委員。

【富尾委員】 全体的なことになるかもしれないんですけども、教育委員会の組織がたくさん、たくさんといいますか、5分野に分かれているんですけども、その中で各課、連携をしなくてはならないような案件とか、そういったものがあるかなと思うんですけど、そういった連携のシステムみたいなことというのは、今あるんでしょうか。

【教育長】 なるほど。まあ、6ページあたりを見ながらということでもいいかもしれませんが。組織図の中で、それぞれ役割分担はされているんですけども、横のつながりをもっとやっていかななくてはならないこともたくさんあるんじゃないかなというご指摘で、そのための具体的な方策をやっているシステムがあればということですね。

総括的にお答えいただいても構いませんし、パートパートでこんなようなやり方でやっていますよみたいなつながりで答えていただいても構いませんが。どなたか、いかがでしょうか。

はい、庶務課長。

【庶務課長】 まず、教育委員会事務局の特徴としては、私のこれまでの経験から言っても、ほかの部と比べても、横の課の連携が非常に強い、ほんとうに結束してまとまっているのが教育委員会事務局の特徴だと思っています。

それはやはり現場、学校があって、子供たち、児童・生徒のためにという、学校、大きな組織のところ、皆が大きく支援をしていくと、関わっていくということなので、ほかの部局と比べるとやっぱり向いている目標がある程度一致している。役割は違うけれども、そこに目が向いているということで、まず部課長の横の連絡も大変密にしています。それで例えば健康管理、安全という部分を見ても、子供たちの担当をしている保健の部分と教職員を担当する、事務は庶務課でやったり、実際は指導課のところは教員の面倒を見たりとか、横断的に関係がありますので、そういった意味では職員が随時関わっていたりしています。

例えば、今回学校改築も、大きく幾つもやりますけれども、給食室の担当は学務課がやりますけれど、ほかの部分は庶務課のほうの改築担当がやる。そこではいろいろ連絡をとらなくてはいけないし、備品をどこに置くということも工事部隊と連携をとらなくてはいけないということで、業務を進める上でいろいろなところで出てきます。

それで、就学相談1つをとっても、学務でやりながらセンターと就学相談をやらなくてはいけないということなので、何か組織があってということは当然いろいろな部会というものもありますけれども、日常的にそういう調整というのですか、そういったことは頻繁に行われているということですので、ほかの部局から見ても、教育委員会というのはそういう意味でいろいろなところで連携がとれているということがあると思います。

補足をしてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 毎月1回部課長会の中で調整する以外にも、随時、日ごろから課長同士、あるいは統括指導主事と各課の係長同士がいろいろな事業を、結局相乗りで、学校を相手にしますので、学校と連携をして事業を進めているという実態が教育委員

会の中にございます。

また、特に教育内容につきましては、内容が施策的なものなのか、ルーチン的な日ごろの健全育成のものかなどによって指導課とセンターとでうまく役割分担をしながら、あるいは、ものによっては一緒に、例えば、教科書の内容であったり教育要領につきましても、両方の指導主事が一緒に参加をして作成をするというような感じで、日ごろから連携は進めています。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 1つ補足をさせてください。

図書館も、さっき出なかったのですけれど、学校図書館がありまして、学校図書館と図書館も、すごい連携をしているということもございます。

【富尾委員】 はい。ありがとうございます。

【中島教育長】 大丈夫ですかね。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 今のに関連して？

【菅谷教育長職務代理者】 はい。関連して。

【教育長】 じゃあ、どうぞ。菅谷教育長職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 この中に指導主事がいますよね。今、指導課とワンセットになりますけれど、指導主事のポジションというのはそこで仕事をやっているんだけど、本質的には、教育委員会付、言ってみれば教育長の下なので、何でも、課長さんもそうですし、職員もそうなんです、学校に関してわかんないことを指導主事に聞きに来るというのがものすごく多いんです。

例えば、コンピューターを買うときに、どうしようかと。これとこれってどういうふうにかえる？ ということ、やはり学校現場にいたのは指導主事ですから、直接知って、何から何まで来ます、はっきり申し上げて。それぐらいやらないと、学校というのは教育委員会と一緒にやっていかなくてはいけない。その中の一番要にいるのは、教育指導主事。それから課長さんも学校の現場にいた人ですから。そことも、つながっている。一番有機的に動いているのは教育委員会ではないかなという感じはします。非常に、何ていうか、おもしろい職場ですよ。

【富尾委員】 ありがとうございます。

小児精神神経学会がこの間あったんですけれども、不登校の問題に関しても、教育と医療の連携とか、教育と福祉とかという、そういう連携なども関わってくるんですけれども、そういった間をつなぐ人をきちんと養成して行って、きちんと対応できるリーダーになるようなシステムをつくっていったほうがいいですよというお話があったので、ちょっとお聞きしてみました。ありがとうございます。

【教育長】 まさに今の、医療等をつなぐ部分に関してもHEARTSのSSWがそういった役割を担っていただいているところはありますね。HEARTSの中には警察とつながるような人もいますし、それからまた今、地域とつながるような人たちは学校地域コーディネーターという形でそれぞれの学校に配置しているような状況があります。職務代理者からご指摘のあった指導主事に関しては、全部学校担当が決まっていますので、この学校のことだったらこの人に聞けばと、度合いは個人によって、入り込み具合は違うかも

しれませんけれども、また通常のセクションではわからない情報がそこに入ってくるという部分もありますので、そういうやり方でもって連携を絡めているという状況はあります。

あとは部課長さんの顔ぶれがあまり変わっていないというようなことが1つ、強い部分なのかもしれませんけれども。いずれ人は変わりますけれども。

今の件についてはよろしいですか。それでは。

ほかにいかがでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 1点、よろしいでしょうか。

【教育長】 はい、どうぞ。教育長職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 46ページです。

センター長の話の中で、一番上にあります就学相談の件数のところですが、気になったというよりは、件数が増えているというのは私もそのとおりだと思うので、非常にこの辺が危惧しているというのですかね。特に小さい段階の方から適正な教育をとということが大分浸透してきている。逆に、浸透してきているからこそ、今度はその質を上げていかないと期待を裏切ってしまうということなので。この相談件数、相談と現場、この辺の連携というのは本当にこれから大事になっていくのではないかなと思うのです。増えていくということに対して、何か、何ていうか、教育委員会としての何か増やすとか、その辺はどうなのでしょう。何かの策があるのでしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 単純に就学相談の件数が増えるだけでも、その分、知能検査の数も増えるということで、これまでいる心理職だけでは賄いきれない部分は、現在外注をするようにしております。

そのほか、実際に件数が増えましたので、かなり現場の校長先生は、以前は特別支援学級設置校の校長先生にお願いしていたのですが、それだけではなく設置をしていない、通常の学級しかない学校の校長先生及び教員も就学相談の委員にさらに協力していただいて、何とか、申し込みのあった方はしっかりと残すことなく、就学相談を行って来ている最中ですから、この先もう少し子供が増えることが予想されておりますので、今いるスタッフの人員だけで賄うにはそろそろ限界に来ているのかなと、課題としても感じておりますので、さらに工夫は進めてまいりたいと思っております。

【教育長】 なかなかどこまで増やせばという部分もあって、物理的にも飽和状態に近いところはあるので、この辺の対応については早急に何か手を考えていかなければいけないと思います。

どうぞ、教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 追加なのですが、就学相談は機械的にただ知能検査をやった結果をこうですとお伝えしても、終わらないという実態がございます。

実際には退職校長先生、学校経営監、あるいは教育相談員がさまざまな悩みを抱えられている保護者の方と何度も何度も電話で、こういう実態でこういう部分があるので、こちらの学級のほうがいいですよ、こちらの学校がいいですよということを丁寧に説明を繰り返して就学先が決まるという実態がございますので、誰でもいいということではなくて、やはりそういう専門的な知識や経験のある、元管理職の方とか。実は数年前に比べたら増えている状態ではあるのですが、今後もやはり件数が多いとそういう専門性の方がいない

と難しいという悩みもございます。

【教育長】 30年度の体制づくりにも少し配慮していかなくてはならないことかなと思っ
ていますけど。

そのほか、いかがでしょうか。

考えていただいている間に、私のほうから1つ。28ページなんですけれども、学事制
度審議会が答申されて、それを受けていよいよ学事制度の整備の体制づくりを進めている
ことだろうと思えますけれども、特に地域事情等を踏まえながらというふうここに書か
れていますが、それに向けて何か今アクションを起こしているようなことというのはあり
ますでしょうか。

学校制度担当課長。

【学校制度担当課長】 地域事情等を踏まえながらというところでございますが、現段
階では、3月に出ました答申を受けまして、まず地域の皆様に町会長会議等、今回って
いるところございまして、そこで町会・自治会長の皆様に対して、学事制度の答申の概要
をご説明申し上げているところです。また、今後どういった形で見直していくのかとい
うことにつきましては、具体的に制度を決めていくにあたっては、今後の教育委員会での検
討の後に、再度地域を回らせていただいて、頂いたご意見を踏まえつつ検討していくこ
とになりますということを申し上げているところでございます。

【教育長】 とりあえずは今、その説明をしているということですね。校長連絡会や副
校長連絡会でも、状況について説明をしているという状況。学校のほうもそれをもとに、
今度は教員や保護者に説明をしているという状況。委員さんの中にも町会長さんがいらっ
しゃいますけれども、海沼委員のエリアでは説明会は行われましたか。

【海沼委員】 先日、お見えくださいまして、ご説明いただきましたけど。

【教育長】 どんなふうでしたか。

【海沼委員】 完全に受け入れられないという町会長さんもおられましたけど。厳しい
ですね。自分の町会では、もう子供たちが他の学校にみんな行ってしまうので、どうし
ても1つの学校に戻ってきてほしいということがあるんですけども、なかなかそれは難し
いところで、はい。

【教育長】 義務教育学校と通常の小学校というのがもう存在していることはもうこれ
は明確になりましたので、その中での選択という部分が1つはありますね。

ただ、今回の答申を受ける形で、より地域とともにある学校づくりに近づけていけるよ
うに、私たちの制度を設計していかなくてはならないということですね。そういう意見を
いただけるということは重要なことかなというふうに思います。

どうでしょう。そのほかにもございますでしょうか。説明量が非常に膨大だったもので
から、また今度はこれに基づく形で、昨年度も実施しましたように事務事業の評価を年度
の成果とともにしていただくと。その中で多分重点化する形になるんじゃないかなと思
いますが、そういった論議の場がありますので、そこでまた事務事業につきましてはPDC
Aを回していけるようにと思っておりますが、そんな感じでもよろしいでしょうかね。

それでは、平成30年度教育委員会事務事業概要につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

続きまして、日程第1 報告事項の2、品川区立学校における体罰の実態把握について、事務局から説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、平成29年度品川区立学校における体罰の実態把握について、ご説明したいと思います。

資料の2をごらんください。

まず、1番です。調査の概要でございます。

調査の趣旨ですが、本調査は体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず、迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としております。東京都教育委員会が全区市町村を対象に調査を依頼しているところでございます。

調査対象ですけれども、小中学校全52校です。この中には、義務教育学校前期課程と後期課程を含んでおります。

調査内容ですが、平成29年度内に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導、またはその疑いのある事案の実態でございます。

調査方法は、これまで同様、教職員は校長による聞き取り調査、また、必要に応じて指導課長による聞き取り調査、また児童・生徒には質問紙の調査を実施し、必要に応じて校長による聞き取り調査を行っているところでございます。

調査対象期間ですが、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに発生した体罰等を対象としまして、調査は各学校において平成29年12月1日から12月22日までの間に実施しております。なお、調査期間以降に発生した案件については、順次、追加をすることとなっております。

次に、2の報告数でございます。

(1) 学校別報告数の一番下のところ、本調査への報告数をごらんください。括弧内に示されている件数で述べますと、小学校が9件、中学校が4件で、合計13件でございます。

(2) へ移ります。申告者別報告数でございます。

教員本人による申告は小学校が1件、中学校が1件。他の教員からの申告は、小学校0件、中学校1件。児童・生徒本人からの申告は小学校7件、中学校1件。保護者からは、小学校が1件、中学校が0件でございます。

これらの合計件数ですけれども、小学校で11件、中学校で5件、合計16件になります。ちなみに昨年度の合計ですが、小学校が15件、中学校が5件の合計20件ございました。

1枚おめくりいただきまして、2ページです。3 報告の内容でございます。(1) 体罰の有無のところでございます。

1番上の体罰ですが、小学校、中学校ともに3年間連続0件であります。本調査は平成24年度から始まりまして、6回目でございます。体罰の件数につきましては、平成24年度が8件、25年度が3件、26年度が1件というふうに年々減少し、平成27年度以降は0件ということで、3年間連続0件となっております。

表の、不適切な行為につきましては、表の下に分類例が示してありますので、ご参照いただければと思います。

もう一度、表に戻ります。

不適切な行為のうちのア 不適切な指導でございますけれども、こちらにつきましては、小学校0件、中学校1件でございました。ちなみに昨年度は小中学校ともに0件でございました。

イの暴言でございますが、小学校は0件、中学校は1件でした。なお昨年度の件数ですけれども、小学校が1件、中学校1件の計2件でございました。

ウの行き過ぎた指導ですが、こちらにつきましては、小中学校ともに0件、なお、昨年度も0件でございました。

指導の範囲内から下につきましては、ごらん置きいただければと思います。

2ページの下の方になりますが、(2)報告のあった事案のうち体罰以外と、これは東京都教育委員会が判断した事案例でございますけれども、こちらについては本区で発生した不適切な指導の事例と暴言等の事例を掲載しております。お読みいただければと思います。

続いて、3ページをごらんください。4番、体罰の根絶を図るための取り組みでございます。

これまでも、(1)、例えば校長連絡会や副校長連絡会における学校への指導、2番目としまして、学校組織としての意識の向上、3番目として、教職員研修の充実、4番目として、通報システムの活用・周知の徹底、5番目としまして、体罰根絶DVD「STOP体罰」の活用の促進、こうしたものに経年取り組んできたところですが、これからも引き続き行ってまいりたいと思っております。

ページの一番下のところは、上神明小学校と御殿山小学校における具体的な取り組み事例を紹介させていただいておりますので、ごらんいただければと思っております。

体罰の発生件数は、先ほど申し上げたとおり、平成27年度から3年間連続0件となっておりますが、一方で、不適切な指導、暴言等につきましては、いまだなくなる状況が見られております。引き続き不適切な行為を含めた体罰等を根絶するよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、東京都の公表につきましては、今月末と聞いているところでございます。

私からは以上です。

【教育長】 説明は終わりました。質問があればお願いいたします。

菅谷職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 いわゆる体罰の件数が0ということで、すごくありがたいことだと思いますし、それなりに努力している結果だと思います。これを見ますと、中学の例の中で、不適切な行動で、不適切な指導という言い方になる。多分この事例が2の不適切な指導が、これではないかなと思うんですよね。柔道の練習、指導中に指導者がこらしめるために正座しなさいと。そんなに長くやっているわけではないですが、それ自体は体罰にはならないと。

ただ、両手で顔をやると。要は、このときに、この先生が怒りという、自分が指導をしていて聞かないのかということと先生自体が怒ってしまっ、その結果出してしまうと非常に体罰に近づくということで、一番おそれがあるのですね。ただ、指導ということになれば、自分の怒り心頭というところを抑えながら指導していくという、やっぱり絶対必要だ

と思うんですね。これが教育者でなければいけないと思うんですが、その辺のところを、これはただ指導の過程の中でというふうに私は解釈している、だから不適切な指導だと。もうちょっとやれることがあったんじゃないかなということで分類されたなというふうにいるんですが、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 こちらの不適切な指導につきましては、表の中の中学校1件に当たるものでございます。この教員につきましては私が聞き取りも行いましたけれども、ご指摘のとおり、怒りが心の中にあったということを認めております。その際に、子供たちが教員に対して、「はあ？」という馬鹿にしたような言い方をしたということで、かちんときてしまったということも聞いております。しかし、実際に自分の中でこれ以上やってはいけないということで、そごどまりにはなったということなんですけれども、やはり指導としては不適切に値すると思いますし、体罰に非常に近い事案であると思っておりますので、引き続きこういったことがないよう、まずはこの教員自身がクールダウンできるよう、ひと呼吸おけるよう、指導を行っていきたく思っております。

【教育長】 アンガーマネジメントの研修も必要ということですね。

【指導課長】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょう。

その教員の意識ということで、私のほうから1つ。1ページの報告数を見ますと、9件、4件、13件というのが全てのデータかなと思うんですけれども、教員本人からの申告というのは1件、1件、2件しかない。ということは、自分がやっている行為がこういうところに抵触をするんだという意識を持っている人は13件のうちの2件しかないというような読み取りができるのかなと。

実際、次の表を見れば、非該当になっている件数が8件ありますので、また不適切な行為として認定されたのも2件だけです。その辺は全てが意識されなくても仕方がないのかなというふうには思いますけれども。この不適切な指導と認定された暴言等々も含めて、この2件については、教員の自己申告によって判明したものかどうかというのはわかるんでしょうか。

はい、指導課長。

【指導課長】 不適切な行為のイ 暴言等の1件につきましては、教員が指導した際に文房具などをぶつからない方向に投げたという事案でございますけれども、これは教員本人がこうしたことを行ってしまったと管理職にその日のうちに報告した事案でございます。ただ、前述のア 不適切な指導につきましては、これは生徒からの情報ということになりますので、こちらについては、本人が全く報告を上げなかった事案でございます。

【教育長】 学校には正規の教員もいますし、中学校・義務教育学校では講師も多く入っているんで、なかなかその辺の、何ていうのでしょうかね、100%というのは難しいのかもしれませんが、やはりそれを目指していかないといけないところかなと思います。

【塚田委員】 たしかに、この暴言のほうは、これ自分でやっていてこれはまずいかなと思いますよね、それはね。

【教育長】 普通ならばそうですね。

【塚田委員】 そう思ったから自己申告したのでしょうか。ただ、上の例はあんまり意識

しないかもしれないなという感じがしますね。

【教育長】 その辺の意識のつくり方なんですね。自分がハードなことをやって、それが体罰で、子供たちのほうが今それを痛手として感じるかというところがやはりポイントになってくるわけで。そういう児童・生徒理解の感覚に立てないと、意識がつくられていけないのかなというふうに思いますね。

指導課長、頑張って3年間、体罰の報告としてはゼロというのは、私どもも体罰ゼロということは宣言しておりますので、大変ありがたいことですが、継続的に指導していかなくてはいけないところかなというふうに思います。

ほかにいかがですか。どうぞ、富尾委員。

【富尾委員】 調査方法のところで、児童・生徒のところですけど、これは小学校1年生のお子さんにも質問紙調査や聞き取りなどはされているということでもよろしいですか。

【教育長】 はい、指導課長。

【指導課長】 こちらにつきましては、1年生でも、わかるような言葉で書かれた質問紙調査を行っています。ただ、発達段階に応じて、特に1・2年生に関しては、教員が補足しながら回答させるようにしているところでございます。

【教育長】 それ、教師とかでやっているケースもあるんですかね。一応全部質問紙調査でやっているんですか。

指導課長。

【指導課長】 はい。一人一人、質問紙を使って行ってございます。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 いいですか。他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、品川区立学校における体罰の実態把握につきましては、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方はご退出願います。

— 了 —